

令和2年第14回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年7月27日（月）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年7月27日

東京都教育委員会第14回定例会

〈議題〉

1 議案

第48号議案から第207号議案まで

令和3年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第208号議案から第258号議案まで

令和3年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

第259号議案

第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員の任命又は委嘱について

2 報告事項

(1) 都立学校の学校再開後の対応について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田裕司
次長	小池潔
教育監	宇田剛
総務部長	安部典子
指導部長	増田正弘
教育政策担当部長	小原昌
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

## 開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和2年第13回定例会を開会いたします。

本日は、朝日新聞社ほか7社からの取材と、20名の傍聴の申込みがございました。

朝日新聞社ほか2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。

これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室をお願いいたします。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象になりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

## 前々回の議事録

【教育長】 6月25日の第12回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認賜りたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、6月25日の第12回定例会議事録につきましては御承認をいただきました。

前回、7月9日の第13回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第259号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。それではただいまの件につきましてはそのように取り扱うことといたします。

議事に入る前に一言申し上げます。今般、一部マスコミにより、東京都教育委員会に関する報道が出ているところでございますが、現在、事実関係を確認中でございますので、

念のため申し上げます。

## 議案

第 48 号議案から第 207 号議案まで

令和 3 年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第 208 号議案から第 258 号議案まで

令和 3 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第 48 号議案から第 207 号議案まで「令和 3 年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について」と、第 208 号議案から第 258 号議案まで「令和 3 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について」の説明を、一括して指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 前回までの定例会で御報告してまいりました、東京都教科用図書選定審議会の答申を踏まえ、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）において、令和 3 年度に使用する教科書の採択について、御審議をお願いいたします。

まず、第 48 号議案から第 207 号議案までの、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書についての議案資料の 1 ページを御覧ください。

議案は合計 160 件でございます。都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書について、採択していただくものでございます。

次に、第 208 号議案から第 258 号議案までの、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書についての議案資料の 1 ページを御覧ください。

議案は合計 51 件でございます。第 208 号議案から第 255 号議案までは、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書について、第 256 号議案は、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書について、第 257 号議案は、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する文部科学省著作教科書について、第 258 号議案は、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による

教科書についての採択でございます。

採択に先立ちまして、採択方法について御確認をいただければと存じますが、その前に、今回の議案に直接的に関連する請願について御報告をいたします。

昨日までに、中学校社会科教科書採択に関する請願が5件提出されております。内容は、お配りしている資料のとおりでございますので、お目通しいただければと存じます。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、ただいま説明がございました件につきまして、議事を進めていきたいと存じます。各委員の皆様には、一定の時間の中で効率的に議事を進めていくことができるよう、前回までの教育委員会において、教科書調査研究資料と教科書採択資料について御報告し、議論を行っていただいたところでございます。

また、各委員におかれましては、事務局からお渡しいたしました、全ての教科・種目の中学校用教科書の見本につきましても、あらかじめ御覧いただきまして、これらの各種資料等を参考に、採択する教科書について、各自十分に御検討いただき、御意見を整理いただいているものと考えます。

それを踏まえまして議事を進めてまいりたいと思いますが、ここで、議案の採決の方法について、あらかじめ確認しておきたいと思っております。

まず、新たに発行される中学校用の教科書の採択についてですが、第48号議案から第207号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書につきましては、各学校ごとに、続いて、第208号議案から第255号議案までの都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書については、教育部門ごとに、各委員が採択すべきと考える教科書を、東京都教育委員会会議規則第23条第1項により、無記名で投票していただき、多数決で決定したいと思います。

ただし、視覚障害特別支援学校で使用する教科書につきましては、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習をするため、文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目につきましては、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択することとなります。議案は13件でございます。

なお、投票の結果、過半数の票を得た教科書がない場合には、上位2者に絞った上、再度投票していただき、多数決で決定をいたしたいと思います。また、可否同数となった場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項に基づきまして、教育長である私に一任していただき、採択することとなります。

その他、第256号議案から第258号議案までの教科書につきましては、法令の規定により、4年間同一の教科書を使用することになっていることなどの状況を踏まえ、採択してまいりたいと思います。

以上の採択方法でよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— ありがとうございます。それでは、採択方法につきまして御確認をいただきました。

なお、請願につきましては、事務局において適切に対応していただくようお願いいたします。

採択に関する各委員の皆様の御意見につきましては、投票行動に影響を与えないこととするため、全ての採択結果が出た後に、それぞれお伺いしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これから、議案の順に従って、採択に入ってまいります。

まず、第48号議案から第255号議案までの、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行いたいと思います。

指導部長の方から説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第48号議案から第207号議案の議案資料の3ページを御覧ください。こちらは、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の採択についての議案資料でございます。

中高一貫教育及び各学校の特色を踏まえ、それぞれの学校に適した教科書の採択を行っていただきます。

5ページの文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載された発行者の中から、6ページの議案番号内訳に記載のとおり、学校ごと、教科・種目ごとに1種の教科書の採択を行っていただくこととなります。

続きまして、第208号議案から第258号議案の議案資料の3ページを御覧ください。

まず、第208号議案から第255号議案までの、都立特別支援学校の中学部で使用する文

部科学省検定済教科書についてでございます。実際に教科書を使用する生徒の実態により、三つの教育部門に分け、これらの学校種に適した教科書の採択を行っていただきます。

5ページの「文部科学省検定済教科書発行者一覧」に記載された発行者の中から、6ページの記載のとおり、教育部門ごと、教科・種目ごとに1点、採択を行っていただくこととなります。

なお、視覚障害特別支援学校におきまして、文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される教科・種目につきましては、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択していただくこととなります。

文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は、国語、社会（地理的分野、歴史的分野、公民的分野）、数学、理科、音楽（一般、器楽合奏）、保健体育、技術・家庭（技術分野、家庭分野）、英語、道徳の13種目でございます。

このたび、文部科学省が決定いたしました、点字教科書の原典となる発行者につきましては、5ページでグレーの色を付けてございます。

したがって、今回は、それ以外の、書写、地図、美術の3種目について投票していただきたいと存じます。

なお、議案資料には発行者の略称を掲載しております。また、今後、発行者名につきましては、略称で読み上げさせていただきますので、御了承ください。お配りしている参考資料の「発行者一覧」に、発行者の略称と正式名称を掲載してございますので、御参照ください。

それでは、御審議のほどよろしくお願いたします。

**【教育長】** それでは、先ほど確認をいたしましたとおり、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書については学校ごと、教科・種目ごとに、それから、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、教育部門ごと、教科・種目ごとに、無記名投票により採決したいと思います。

よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

それでは、第48号議案から第255号議案までの採択意見記入用紙の配布をお願いいたします。

（採択意見記入用紙配布）



記入用紙は2種類ございます。それぞれ、左上をステープラ留めしてございます。一つ目は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用の記入用紙で、10枚ございます。

上から順に、白鷗高等学校附属中学校、小石川中等教育学校（前期課程）、両国高等学校附属中学校、桜修館中等教育学校（前期課程）、立川国際中等教育学校（前期課程）、武蔵高等学校附属中学校、富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、南多摩中等教育学校（前期課程）、三鷹中等教育学校（前期課程）となっております。

もう一つは、都立特別支援学校（中学部）用の記入用紙でございまして、上から順に、1枚目が視覚障害特別支援学校、2枚目が聴覚障害特別支援学校、3枚目が肢体不自由・病弱特別支援学校となっております。

なお、視覚障害特別支援学校につきましては、先ほど申し上げました、点字教科書が出版される種目につきましては、投票の対象ではありませんので、グレーの色を付けてございます。

それぞれ学校別、あるいは教育部門別に、種目ごとに1者を選んでいただきまして、丸印を付けてください。

記入用紙はおそろいでしょうか。

それでは、記入漏れやお間違いのないようお願い申し上げます。

（記入用紙に記入）

**【教育長】** 御記入はお済になりましたでしょうか。それでは事務局は、回収・集計をお願いいたします。それでは、ただいま御記入いただきました、第48議案から第255議案までの中学校用教科書につきましては、現在集計をしておりますので、その他の採択につきまして審議を進めていきたいと考えますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

それでは、引き続き、視覚障害特別支援学校において、点字教科書が出版される種目について審議を行いたいと思います。指導部長から説明をお願いいたします。

**【指導部長】** それでは、第208号議案から第258号議案の議案資料の5ページを御覧ください。

視覚障害特別支援学校では、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習するため、文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目については、文部科学省が指定する「点字教科書の原典となる教科書」を採択していただく必要がございます。

文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は、国語、社会（地理的分野、歴史的分野、公民的分野）、数学、理科、音楽（一般、器楽合奏）、保健体育、技術・家庭（技術分野、家庭分野）、英語、道徳の13種目で、文部科学省が決定をいたしました。点字教科書の原典となる発行者につきましては、グレーの色を付けてございます。

例えば、国語については、光村を原典とした点字教科書が出版されることが決定しているため、検定済教科書につきましては、光村を採択することとなります。

それでは、御審議のほどよろしくお願いたします。

**【教育長】** ただいま説明がございましたとおり、視覚障害特別支援学校において、点字教科書が出版される種目、第208号議案、第210号議案から第212号議案まで、第214号議案から第217号議案まで、及び第219号議案から第223号議案までの、13件の議案につきましては、点字教科書の原典となる教科書を採択することになります。

文部科学省が原典として決定をした発行者を、お手元の「発行者一覧」の略称で読み上げさせていただきます。

国語は光村、社会（地理的分野、歴史的分野、公民的分野）は教出、数学は数研、理科は東書、音楽（一般、器楽合奏）は教芸、保健体育は学研、技術・家庭（技術分野、家庭分野）は開隆堂、英語は東書、道徳は教出、以上でございます。

これらの、文部科学省が点字教科書の原典として決定をした発行者を採択したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— それでは、視覚障害特別支援学校（中学部）の教科書のうち、点字教科書が発行される種目につきましては、文部科学省が決定した点字教科書の原典となる教科書を採択することといたします。

それでは、引き続き、第256議案、都立特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書について審議を行いたいと思います。指導部長から、引き続き説明をよろしくお願いたします。

**【指導部長】** それでは、7ページを御覧ください。

都立特別支援学校（小学部）用教科書は、新学習指導要領の全面実施に伴い、昨年度新

たに採択していただきました。

義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条により、通常4年間、同一の教科書を採択することが定められております。

このため、このたびは、昨年度採択していただいたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。

9ページの「別紙」の「令和3年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のあるとおりでございます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、都立特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、令和2年度使用教科書として昨年度採択したものと同一の教科書を令和3年度も使用することとなっておりますので、お手元のタブレットの9ページ、先ほどの説明資料ですが、これに添付の「採択一覧」のとおり、一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

それでは、都立特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、令和2年度使用教科書として昨年度採択したものと同一の教科書を、令和3年度も使用することといたします。

続いて第257号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）の文部科学省著作教科書及び第258号議案、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）の採択について、指導部長から説明をお願いいたします。

【指導部長】 11ページを御覧ください。第257号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省著作教科書の採択について御説明をいたします。

文部科学省著作教科書とは、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に応じて、文部科学省が著作・編集した教科書のことでございます。

文部科学省が作成した「特別支援学校用（小学部・中学部）教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている全ての教科書を一覧にし、別紙「令和3年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」として掲載しております。

こちらは、13ページから16ページまでが、視覚障害者用〔点字版〕の文部科学省著作教科書の一覧、17ページは、聴覚障害者用の文部科学省著作教科書の一覧、18ページが、

知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧になります。

次に、19 ページを御覧ください。第 258 号議案、知的障害特別支援学校等において使用する、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）の採択につきましては、一般図書として発行される点字教科書、拡大教科書及び「令和 3～4 年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載している一般図書全てを一覧にし、別紙「令和 3 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」として掲載しております。

視覚障害がある児童・生徒のために作成された点字版の一般図書を 21 ページに、拡大版の一般図書を 22 ページから 28 ページまでお示しました。これらは、文部科学省から通知等のあったものを参照しております。

29 ページから 53 ページまでが、知的障害特別支援学校並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校における、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 それでは、まず、第 257 号議案、文部科学省著作教科書についてでございますが、審議会答申では、お手元の 13 ページから 18 ページまでの別紙「令和 3 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」を採択案とするとしております。

こちらを一括で採択したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— ありがとうございます。

次に、第 258 号議案、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）についてでございますが、審議会答申では、21 ページから 53 ページまでの別紙「令和 3 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」を採択案とすることとしております。

これらを一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— ありがとうございます。

それでは、それぞれ資料のとおり採択をいたします。

先ほどの投票結果の準備につきましては、少し時間が掛かっているようですので、準備が終了するまでの間、しばらくお待ちいただきたいと思っております。恐縮でございます。

(暫時休憩)

【教育長】 お待たせいたしました。

それでは、準備ができたようですので、先ほどの投票の結果を確認させていただきます。

(投票結果配布)

【教育長】 それでは、第 48 号議案から第 255 号議案までの、令和 3 年度使用都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）用教科書の採択についての投票状況について、指導部長の方から説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、まず、第 48 号議案から第 207 号議案までの都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用の教科書につきまして、御説明をさせていただきます。

先ほど投票していただいた結果は、ただいま配布いたしました「令和 3 年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用文部科学省検定済教科書投票結果」にまとめてございます。

先ほど投票していただいた結果を集計したところ、意見が分かれた議案が 121 件ございました。そのうち、過半数の票を得た教科書がなかった議案は 17 件でございます。

この表の「教科（種目）」の欄の右にある「採択結果」欄に、「過半数に届かず、再投票」と表示されております。いずれの議案も上位 2 者は確定しております。

続きまして、第 208 号議案から第 255 号議案の、都立特別支援学校（中学部）用教科書につきまして御説明させていただきます。

先ほど投票していただいた結果は、ただいま配布いたしました「令和 3 年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書投票結果」にまとめてございます。

先ほど投票していただいた結果を集計したところ、意見が分かれた議案は 27 件ございました。そのうち、過半数の票を得た教科書がなかった議案は 4 件でございます。この表の「教科（種目）」の欄の右にある「採択結果」欄に、「過半数に届かず、再投票」と表示されております。いずれの種目も上位 2 者は確定しております。

以上でございます。

【教育長】 それでは、全種目につきまして結果を確認してまいりたいと存じます。

投票数の内訳については、お配りしている資料を御覧ください。

なお、最初の説明にもございましたが、発行者は略称で発表させていただきます。正式名称は、参考資料「発行者一覧」のとおりでございます。

それでは、まず、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書について1議案ずつ確認させていただきたいと思います。

まず、白鷗高等学校附属中学校でございます。

第48号議案、国語でございますが、全員一致により、光村といたします。

第49号議案、書写ですが、全員一致により、教出といたします。

第50号議案、社会（地理的分野）は、多数決により、東書。

第51号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第52号議案、社会（公民的分野）、こちらにつきましては、過半数に届いた発行者がないため、上位2者による再投票となります。

第53号議案、地図、全員一致により、帝国。

第54号議案、数学、多数決により、教出。

第55号議案、理科、多数決により、東書。

第56号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第57号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第58号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第59号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第60号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第61号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第62号議案、英語、多数決により、東書。

第63号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

次に、小石川中等教育学校（前期課程）に移ります。

第64号議案、国語、全員一致により、光村。

第65号議案、書写、多数決により、東書。

第66号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第67号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。



第 68 号議案、社会（公民的分野）でございますが、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 69 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 70 号議案、数学、多数決により、学図。

第 71 号議案、理科、全員一致により、東書。

第 72 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 73 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 74 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 75 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 76 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、教図。

第 77 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 78 号議案、英語、多数決により、東書。

第 79 号議案、道德についてでございますが、こちらは過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

続きまして、両国高等学校附属中学校でございます。

第 80 号議案、国語、多数決により、光村。

第 81 号議案、書写、全員一致により、教出。

第 82 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 83 号議案、社会（歴史的分野）、こちらは過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 84 号議案、社会（公民的分野）、こちらは過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 85 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 86 号議案、数学、多数決により、学図。

第 87 号議案、理科、全員一致により、東書。

第 88 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 89 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 90 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 91 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 92 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 93 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 94 号議案、英語、多数決により、東書。

第 95 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

次に、桜修館中等教育学校（前期課程）に移ります。

第 96 号議案、国語、全員一致により、光村。

第 97 号議案、書写、全員一致により、教出。

第 98 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 99 号議案、社会（歴史的分野）、こちらは過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票でございます。

第 100 号議案、社会（公民的分野）、こちらにつきましても過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票でございます。

第 101 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 102 号議案、数学、多数決により、教出。

第 103 号議案、理科、全員一致により、東書。

第 104 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 105 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 106 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 107 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 108 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 109 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 110 号議案、英語、全員一致により、東書。

第 111 号議案、道徳、こちらは過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

続きまして、立川国際中等教育学校（前期課程）に入ります。

第 112 号議案、国語、多数決により、光村。

第 113 号議案、書写、多数決により、教出。

第 114 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 115 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。



第 116 号議案、社会（公民的分野）、過半数に届いた発行者がいないため、上位 2 者による再投票となります。

第 117 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 118 号議案、数学、多数決により、教出。

第 119 号議案、理科、全員一致により、東書。

第 120 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 121 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 122 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 123 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 124 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 125 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 126 号議案、英語、多数決により、東書。

第 127 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

続きまして、武蔵高等学校附属中学校に移ります。

第 128 号議案、国語、全員一致により、光村。

第 129 号議案、書写、多数決により、教出。

第 130 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 131 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第 132 号議案、社会（公民的分野）、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 133 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 134 号議案、数学、多数決により、学図。

第 135 号議案、理科、全員一致により、東書。

第 136 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 137 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 138 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 139 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 140 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 141 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 142 号議案、英語、多数決により、東書。

第 143 号議案、道徳、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

続きまして、富士高等学校附属中学校に移ります。

第 144 号議案、国語、全員一致により、光村。

第 145 号議案、書写、全員一致により、教出。

第 146 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 147 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第 148 号議案、社会（公民的分野）、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票になります。

第 149 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 150 号議案、数学、多数決により、教出。

第 151 号議案、理科、全員一致により、東書。

第 152 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 153 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 154 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 155 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 156 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 157 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 158 号議案、英語、多数決により、東書。

第 159 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

続きまして、大泉高等学校附属中学校に移ります。

第 160 号議案、国語、全員一致により、光村。

第 161 号議案、書写、全員一致により、教出。

第 162 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 163 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第 164 号議案、社会（公民的分野）、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 165 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 166 号議案、数学、多数決により、学図。

第 167 号議案、理科、多数決により、東書。

第 168 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 169 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 170 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 171 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 172 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 173 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 174 号議案、英語、多数決により、東書。

第 175 号議案、道徳、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

続きまして、南多摩中等教育学校（前期課程）に移ります。

第 176 号議案、国語、多数決により、光村。

第 177 号議案、書写、多数決により、教出。

第 178 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 179 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第 180 号議案、社会（公民的分野）、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 181 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 182 号議案、数学、多数決により、教出。

第 183 号議案、理科、全員一致により、東書。

第 184 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 185 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 186 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 187 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 188 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 189 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 190 号議案、英語、多数決により、東書。

第 191 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

続きまして、三鷹中等教育学校（前期課程）でございます。

第 192 号議案、国語、多数決により、光村。

第 193 号議案、書写、多数決により、教出。

第 194 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、東書。

第 195 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第 196 号議案、社会（公民的分野）、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 197 号議案、地図、全員一致により、帝国。

第 198 号議案、数学、多数決により、学図。

第 199 号議案、理科、多数決により、東書。

第 200 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教芸。

第 201 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。

第 202 号議案、美術、多数決により、開隆堂。

第 203 号議案、保健体育、多数決により、大日本。

第 204 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、東書。

第 205 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、開隆堂。

第 206 号議案、英語、多数決により、東書。

第 207 号議案、道徳、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

次に、都立特別支援学校（中学部）用教科書について確認させていただきます。

視覚障害特別支援学校についてでございます。

第 209 号議案、書写、全員一致により、三省堂。

第 213 号議案、地図、多数決により、帝国。

第 218 号議案、美術、多数決により、光村。

続きまして、聴覚障害特別支援学校に移ります。

第 224 号議案、多数決により、教出。

第 225 号議案、書写、全員一致により、教出。

第 226 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、帝国。

第 227 号議案、社会（歴史的分野）、全員一致により、東書。

- 第 228 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、日文。
- 第 229 号議案、地図、全員一致により、帝国。
- 第 230 号議案、数学、多数決により、教出。
- 第 231 号議案、理科、多数決により、大日本。
- 第 232 号議案、音楽（一般）、多数決により、教芸。
- 第 233 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。
- 第 234 号議案、美術、多数決により、開隆堂。
- 第 235 号議案、保健体育、多数決により、学研。
- 第 236 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、教図。
- 第 237 号議案、技術・家庭（家庭分野）、全員一致により、開隆堂。
- 第 238 号議案、英語、多数決により、東書。
- 第 239 号議案、道徳、多数決により、光村でございます。
- 続きまして、肢体不自由・病弱特別支援学校でございます。
- 第 240 号議案、国語、多数決により、三省堂。
- 第 241 号議案、書写、全員一致により、教出。
- 第 242 号議案、社会（地理的分野）、多数決により、帝国。
- 第 243 号議案、社会（歴史的分野）、全員一致により、東書。
- 第 244 号議案、社会（公民的分野）、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。
- 第 245 号議案、地図、多数決により、東書。
- 第 246 号議案、数学、多数決により、大日本。
- 第 247 号議案、理科、多数決により、大日本。
- 第 248 号議案、音楽（一般）、全員一致により、教出。
- 第 249 号議案、音楽（器楽合奏）、多数決により、教芸。
- 第 250 号議案、美術、多数決により、日文。
- 第 251 号議案、保健体育、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。
- 第 252 号議案、技術・家庭（技術分野）、こちらも過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

第 253 号議案、技術・家庭（家庭分野）、多数決により、教図。

第 254 号議案、英語、多数決により、東書。

第 255 号議案、道徳、過半数に届いた発行者がないため、上位 2 者による再投票となります。

ただいま投票結果を読み上げさせていただきましたが、以上の中で、全員一致又は多数決により意見が一致した教科・種目につきましては、先ほど読み上げましたお手元の資料のとおり、決定いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

なお、意見が一致せず、過半数の票を得た発行者がなかった議案につきましては、最初に確認をしましたとおり、上位 2 者の中から 1 者に丸をつけていただく再投票により、多数決で採決したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

ありがとうございます。

それでは、ただいまの再投票の分につきましては、再投票用の採択意見記入用紙の配布をいたしますのでよろしくお願いいたします。

（記入用紙を配布）

【教育長】 記入用紙は全部で 11 枚ございます。初めの 10 枚が、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用の用紙で、最後の 1 枚が、都立特別支援学校（中学部）用の用紙となっております。

再投票が不要な種目については、斜線を引いてございます。再投票をする種目の枠に、上位 2 者の発行者の略称が書いてございますので、その中から 1 者を選んで、枠内に丸印を付けてください。

記入用紙はおそろいでしょうか。

それでは、記入漏れやお間違いのないように、記入をお願いいたします。

（記入用紙に記入）

【教育長】 それでは、皆さん、よろしいようですので、事務局の方で、回収、集計をお

願いをいたします。

(記入用紙、回収)

【教育長】 それでは、ただいまの集計の時間を利用して、次の報告事項に移りたいと思います。

## 報 告

### (1) 都立学校の学校再開後の対応について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)「都立学校の学校再開後の対応について」の説明を教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、資料に従いまして御説明申し上げます。

「1 段階的再開の状況」を御覧いただければと思います。

6月1日から、都立学校は段階的に再開いたしまして、Ⅲ期が終了いたしました6月29日以降につきましては、分散登校を終了し、通勤ラッシュ時間帯を避けた時差通学のみを実施して、全生徒が学校に通っている状況でございます。

参考までに、区市町村立学校の全面再開の時期を掲げさせていただきました。

7月1日の時点で、62区市町村のいずれも全面再開に至っておるという状況を御覧いただけるかと思えます。

部活動につきましても、6月29日以降は、生徒の体力や健康等の状況を鑑みまして、対外試合や大会参加なども含めて、感染症対策を講じながら実施しておるところでございます。

感染症の第2波への備えとして、学校と家庭、オンライン学習等との組合せによる教育活動を実施いたしております。

この点につきまして、資料の6ページ、「オンライン教育の実例」というところを御覧いただければと思います。

今見ていただいております、①②③の事例ですが、休業中の各学校の取組につきまして、私どもの方で調査した事例でございます。

①でございますが、こちらの学校では、児童用のタブレット端末とWi-Fi ルーターの貸出しを行って、各家庭で学習できる状況をつくり、そこで、ビデオ通話サービスを活用した「朝の会」の実施ですとか、あるいは、動画配信サービスを活用した授業動画の配信といったことに取り組んだという例でございます。

②の例ですが、ちょうど真ん中辺りの、「自宅に」というところを御覧いただけるかと思いますが、自宅にWi-Fi 環境がある児童には、タブレット端末の貸出しを行い、家庭でオンライン授業が受けられない児童は、該当の時間に登校し、学校でオンライン授業を受けました。

基盤が限定的に利用できるようなところでは、こういった工夫もあったという実例でございます。

一方、③でございますが、こちらは、基盤が比較的整っていたところで、休業中も登校日を設定せず、生徒に配布されているタブレット端末に、課題や動画を配信し、家庭学習を進めてきました。

週に一度は、オンラインでホームルームを実施し、生徒の様子を確認したといったところもでございます。

また、④の実例ですが、これも、休業中ですが、動画配信サービスを最大限活用して、教員による授業動画を200本ほど作成し、実技教科も、実技を動画で見せるなど、活用して、授業を配信しました。

中でも、教員の顔が見える動画というのが、生徒の方から、授業に参加しているという点で、好評だったということでございます。

加えまして、授業のライブ配信などにも取り組んだというところまで、御覧いただけるかと思います。

それから、特別支援学校におきましても、⑤のところがございますように、聴覚障害特別支援学校では、Web会議システムですとか、あるいは、教育用クラウドサービス、動画配信サービスといったものを活用して、授業を休業中でもやり取りできるようにしていったという実例でございます。

⑥の肢体不自由特別支援学校でございますが、臨時休業中も、週ごとの時間割を各家庭に送付して、決まった時間に、生活リズムもしっかり整えながら、Zoomによる双方向



通信ですとか、家庭学習用のDVD、YouTubeによる動画配信といったものを組み合わせて、教育活動を続けてきたという事例を御覧いただけるかと思えます。

一方、先ほど申しました、第Ⅲ期終了後の6月29日以降の都立学校についてはということですが、一斉登校後、現在においても、こういったツールを活用しております。

⑦の例でございますが、主に、こちらの例では、コミュニケーションツールとして、しっかり活用しているということが御覧いただけるかと思えます。

写真の上のポツのところを御覧いただきますと、こちらの学校は、「探究学習」に積極的に取り組んでおる学校でございます。研究発表会というのは、従来は、2年生と1年生が体育館に集まってやっていたということでございます。

今年度は、感染防止の観点から、発表会場を特別教室などに移しまして、オンライン会議システムを活用して配信し、1年生は、ホームルーム教室から参加するといったやり方をしたということでございます。

また、その下のポツのところですが、感染防止のため、一堂に会しての生徒総会をやめて、オンライン会議システムを用いた生徒総会に切り替えるなど、オンラインの教育ツールをコミュニケーションツールとして、教育活動に活用しておるという事例を御覧いただけるかと思えます。

また、教育の中身の方についても、学校再開後も工夫した取組をやっておるというのが、⑧の事例でございます。ICTを活用した新しい授業スタイルの実践研究をしておるという例でございます。

普通教室の無線LANと、生徒所有のスマートフォンなどを学校の授業等で利用するものを取り入れて活用する「BYOD」を取り入れて、学校での対面学習とオンラインを活用した個別学習を組み合わせたハイブリッド型の授業を行っております。

数学Ⅲの問題演習の授業では、この写真の左側に「40～50本の動画が作成されている」という説明書きを御覧いただけるかと思えます。各生徒は、自分の「BYOD」の端末の上で、こういう動画の作成状況を見て、自分がちょっと分かりにくいなと思うところを、それぞれ自分の分からないところを確認して、真ん中にあるように、動画を視聴し、その上で、問題演習に取り組むということで、個別の生徒がそれぞれの分かっている状況に応じて、分からないところを深めていけるということが、御確認いただけるかと思えます。

また、その下の物理についてでございますが、下には写真が五つありますが、真ん中のところで、「学習についての確認」というものをしてから、順番に②～⑤と進んでいくのですが、まず動画を見て、理論について学び、③に移って、プリント課題を解き、④に移って、実際に実験を行いながら問題を解く。そして、⑤で演習問題を解くというステップを踏んでいくわけです。

この動画の視聴につきましては、自宅でもしっかりと、事前学習が可能であるということで、一人一人、それぞれの状況に応じて、予習もしっかりしてこられるし、その場で分からないところを確認しながら、ステップを踏んで、学びを深めていけるということでございます。

こういったオンライン学習というものを、対面学習と組み合わせて、進められるようにするというので、この間、教育活動について、第2波が仮に襲ってきた場合でも、自宅と学校での学習を組み合わせながら、対応できるように進めてきたということでございます。

また、6月19日でございますが、学校運営ガイドラインを改訂して、区市町村にも参考送付いたしましたところでございます。

次に、「2 主な感染症対策」でございますが、「(1)児童・生徒等に対する感染症予防策の徹底」ということで、六つに整理させていただいております。

一つ目は、3密の回避、正しい手洗い、マスクなどを含めた咳エチケットといったところを、児童・生徒に指導しております。

二つ目は、毎朝検温、健康観察といったところをやりまして、括弧書きの中にありますように、保護者等の家族にも協力をこの機会に再度要請し、家族からの感染というものにも、家族ぐるみで対抗していただこうという御案内をさせていただいております。

三つ目は、登校時の健康チェックでございますが、登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認といった取組も進めております。

四つ目は、教室等における密集の回避ということで、児童・生徒同士の間隔を1メートル以上確保するというところにも取り組んでおります。

五つ目は、30分に1回以上換気するというところでございます。

六つ目は、教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置ということで、校内環境を管理しておるところでございます。

これらの取組でございますが、感染対策の事例といたしまして、現場に行って確認してきたものを御覧いただけるかと思えます。

例えば、密になりやすいところには、「立ち位置」というものをマーキングして、行列による密を防ぐという取組が、実際に行われております。

また、授業終了後に、教室等の消毒を行うための物品といったものも、こういった形で、それぞれ使い回しをして、消毒作業自体で感染を広げないといったところもやっております。

③の方は、登校時の手洗いを徹底するために、穴を開けたホースを使って、手洗い場を増設しているということでございます。一つ一つの水道の蛇口のところで手を洗うだけではなくて、こういった形で、決まった時間にたくさんの子が集まって、手を洗うような場合は、手を洗う場所自体を広げるといった取組も行われております。

④は、「立ち位置」に関して、昇降口の前で混雑しそうなどころには、「ケンケンパ」で使う輪を並べて、「立ち位置」を表示し、その輪のところに並んでいただいているということでございます。

⑤のところでございますが、昇降口が混雑しないように、校庭に、学年別に示されたラインの上で、距離を置いて待機します。生徒たちを昇降口で教職員が出迎え、健康観察票を確認します。ここで体調は気になる生徒は、養護教諭が個別に問診や検温を行います。健康観察が終わった生徒は、階段の手前で手指消毒を行い、教室に向かいます。

このようにして、校内に感染症をできるだけ取り込まないようにするというのを、形にし実践されているところでございます。

また、⑥は、健康観察票による生徒等の健康状態の把握に加えまして、昇降口の近くにサーモグラフィを設置いたしまして、体温の上昇というものも見付けるようにしておるところを、御覧いただけるかと思えます。

⑦は、登校してきた生徒を教職員が昇降口で出迎えまして、という取組で、こちらも、廊下にマークがあるところを、右側の写真で御確認いただけるかと思えます。

こういった取組を、教職員に関しましても徹底しているところでございます。

一つ目は、正しい手洗い、せきエチケット。

二つ目は、毎朝検温、健康観察。

三つ目は、出勤時の健康チェック。

これらに加えて、教職員につきましては、勤務時間外におきましても、3密が想定される場所、特に3密が同時に重なる場所を避けるように、家族間での感染もごございますので、家族、同居者等にも呼び掛けていただくということで、徹底しているところでございます。

四つ目は、学校に出入りがあるという点でいいますと、委託事業者につきましても同様でございますので、健康管理を徹底するよう働き掛けているところでございます。

それから、「3 感染者、濃厚接触者点に対する偏見や差別の防止」にも取り組んでいるところでございます。

感染症に関する適切な知識を基にいたしまして、発達段階に応じた指導を実施いたしております。

「4 臨時休業」についてでございます。これは、全校の休業だけではなくて、学年単位などの一部休業も含んでおります。

学校において感染者等が発生した場合に行うことといたしておりますのは、次のとおりでございます。

感染の疑いがあると判明した場合で、これは、御家族に感染者が出て、生徒あるいは教職員自身が濃厚接触者に当たるというような場合が、典型例でございます。この場合、学校としては、臨時休業は実施しないことといたしております。

一方、感染者が判明した場合です。生徒とか教職員が感染者であるということがはっきりした場合は、消毒及び濃厚接触者が特定されるまでの間、保健所や区の衛生部局と相談した上で、最小限の臨時休業を行っておるところでございます。

参考として、下のところに、6月1日から7月21日まで、感染者発生に伴いまして、濃厚接触者の特定や消毒のため、臨時休業を実施したところが、都立学校では4校、小中学校で13校ということでございます。

私からの報告は以上です。

【教育長】 ただいまの報告事項の説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

東京だけではなく、全国的に感染者がまた非常に増えたりしている中で、こういった対策を今後も是非徹底してやっていっていただきたいと思います。

2点ほどコメントですが、1点目は、子供たちに対するケアという意味では、こういった感染を防いだりということと同時に、心のケアについて、ここにも、「偏見や差別の防止」等もありますが、それだけではなく、普段はあり得ないような状況に置かれてきた子供たちはもちろん、精神的に辛いものを抱えたりしている大人も増えていると思います。

子供たちに対する心のケアも、きちんとしていただきたいと思います。

また、体のケアも、授業が再開されてから少し期間がたったので、大分日常に戻っていると思うのですが、子供たちの体力が落ちたりしていると思いますので、部活動の再開とか、あるいは、体育の授業などでも、そういったことを考慮していただきたいと思います。

それは、運動系の部活だけではなくて、文化系の部活でも、子供たちの体力であるとか集中力というのは、通常とは違うということ、学校の先生方、関わられる指導者の方々には、是非徹底していただきたいと思います。

2点目は、このオンライン化は、個別最適化という意味でも、新しい学びのスタイルを考える上でも、非常に大事ですし、あと、オンラインによるネットワークが、一つの学校だけに閉じることなく、そのネットワーク化も含めて、新しい学びの在り方を、ピンチをチャンスにするというか、こういう状況の中で、より積極的に捉えていって、オンラインの活用による学びの更なる充実ということも、より徹底して考えていっていただきたいと思います。

**【秋山委員】** オンライン学習の様子を見せていただき、ありがとうございました。

北村委員がおっしゃったように、個々に合わせて学習ができるようになったのではないかと思いますので、今後も進めていただきたいと思います。

もう一点は、せきエチケットについてですが、熱中症の問題もありますので、子供たちはとても真面目ですので、マスクを着けていますが、熱中症のことを考えますと、「マスクを外してもいい場面がある」ということを、具体的に示していただければと思いますので、お願いします。

【教育政策担当部長】 この6月19日にお示ししているガイドラインの中でも、ちょうど厚くなる時期を控えまして、熱中症対策とマスクの利用につきまして、言及させていただいているところがございます。

マスクを外せる場所では外して、熱中症を防ぐということを、学校においてもしっかりと続けられるように、目配りさせていただければと思っております。

【秋山委員】 外していい場面というものを、できるだけ具体的に示してあげてください。

【教育政策担当部長】 はい。

【宮崎委員】 本当にいろいろな工夫が行われていますが、これは、今回の事態が解決した後でも使えるものだと思います。

例えば、オンライン授業というのは、不登校の生徒たちのために非常に救いになるかもしれないですし、今回のコロナだけではなく、感染症を防ぐというような、保健衛生の概念みたいなものは、ずっと続けた方がいいと思います。

したがって、今回の臨時的な措置ではなくて、ずっと続けられるものということも、是非工夫していただきたいと思っております。

もう一つは、そうは言っても、実験とか実習を伴うような科目については、オンラインではどうしても賄いきれないものがあります。実際に出てきて、自分の体を使って参加しなければならないわけですから、こういう授業について、先ほど、「工夫しています」というお話がありましたが、例えば、間隔を空けて座ると器具が足りないとか、いろいろ出てくると思いますので、その辺の工夫も是非やっていただくようお願いしたいと思います。

3点目は、臨時休業になってしまったという事例があるようですが、これだけ登校日が少なくなっていると、そこに臨時休業となると、また更に、「補講日」というのでしょうか、出てこなくてはいけない日というのを作らないと間に合わないのか。その場合には、どのような工夫をされるのかということ、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

【指導部長】 実験、実習を伴うものに関しては、今のところ、調理実習については、かなり危険度が高いので、これについては避けるようにということをお願いしています。

その他の実習等については、体育については、適度な間隔を置くこと等としております。それから、理科の実験については、生徒がやらなければいけないという場面においては、器具の消毒だとか、グループの作り方だとかを工夫してやっていますが、そうでなくてで



きるようなものに関しては、例えば、教員が実験をやって、それをモニターで見ながらみたいな形でやるというような工夫をしているところがあります。

それから、臨時休業については、今のところ、学校全部で閉じたところはありませんので、そのポイントのところ、数日とめているということなので、そこについてのケアを個別にやっていくという形に、今のところはそうなっております。

【遠藤委員】 今の臨時休業の件ですが、新聞報道等を見ていますと、正直言って、今の感染状況から考えると、「少ないな」と、ほっとしているという感じです。

それと同時に、そこで私の心も千々に乱れるのですが、今までの休業は何だったのか、やる必要があったのかと。それはそれで、いろいろ問題意識があるのだとは思いますが。

それで、今の臨時休業の状況と比べて、この冬のインフルエンザによる学級閉鎖等の実績と比べると、どんな感じになっているのでしょうか。

【教育政策担当部長】 比較する数字を用意しておりませんで、実数に基づくお話しにくいところではあります。

【指導部長】 最近の数字は持ち合わせていないのですが、報告を受けているという状況から考えると、この冬のインフルエンザによる学級閉鎖等の数字は、非常に少なかったと感じております。

今の夏の状況もそうなのですが、時期を問わず、かぜというのは結構引いて、学校を休む児童・生徒がいるわけですが、学校の衛生状況が消毒とか手洗いとかうがいとか、かなり徹底しているので、そういう報告がかなり少なくなっているような印象を受けております。

【山口委員】 授業を再開後は順調に行っているという御報告で、喜ばしいことだと思いますが、これだけ休業期間があると、学業の遅れというのは、やはり否めないところがあって、少しずつ取り戻していくとは思いますが、受験を控えている生徒たちは、そのあたりのところを非常に敏感になっていると思います。

それで、いろいろな情報も出たりしていますので、そのところをきちんとした情報に基づいて、生徒たちに分かるように指示をしてあげることが、非常に大事だと思っています。

また、夏休みが入りますが、そのあたりのところで、受験生たちへのフォローというのも、更に気を配ってやっていただければと思います。

【指導部長】 高校3年生の受験に関しては、コロナの話だけではなくて、いろいろ紆余曲折があって、学校はかなり苦労して対応してきましたが、最終的に、来年春の入試がどういう形で行われるかということが、文部科学省からはっきり出ましたので、学校もそれに沿った形で指導を今始めているところです。

ただし、山口委員がおっしゃったように、この休業期間で、通常の年であれば、個別に行っていた指導が、まだできていないという状況がありますので、そこは、この夏の期間を使いながら、各学校で工夫をさせていきたいと思っております。

【山口委員】 もう一点、特に進路指導についても、通常であればやれているものがやれていないと思いますので、夏休み期間などを使って是非お願いします。

【教育長】 ありがとうございます。それでは、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— それでは、本件につきましては、報告として承りました。

第48号議案から第207号議案まで

令和3年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第208号議案から第258号議案まで

令和3年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

それでは、先ほどの再投票の結果の集計ができたようですので、その結果の確認をしていきたいと思えます。

第48号議案から第255号議案までの、令和3年度使用都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）用教科書の採択についての再投票の結果について、まず、指導部長の方から説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）用教科書の再投票の結果につきまして御説明を申し上げます。

先ほど再投票していただいた結果は、先に決定した議案と併せまして、ただいま配布しました「令和3年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用文部科学省検定済教科書採択一覧」及び「令和3年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてございます。



再投票の議案につきましては、右端の枠に丸を付けてございます。再投票の集計をしたところ、意見は分かれてきましたが、いずれの議案も過半数の票を得た教科書がございました。

なお、先ほど御決定いただいた、点字教科書が発行される 13 件の議案の採択結果についても、この資料に掲載しております。

【教育長】 それでは、再投票した議案について、結果を確認していきたいと思います。

まず、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書についてですが、白鷗高等学校附属中学校につきましては、

第 52 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、日文でございます。

続きまして、小石川中等教育学校（前期課程）でございます。

第 68 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出。

第 79 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

次に、両国高等学校附属中学校でございます。

第 83 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第 84 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出でございます。

続きまして、桜修館中等教育学校（前期課程）でございます。

第 99 号議案、社会（歴史的分野）、多数決により、山川。

第 100 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出。

第 111 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

続きまして、立川国際中等教育学校（前期課程）でございます。

第 116 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出でございます。

続きまして、武蔵高等学校附属中学校でございます。

第 132 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出。

第 143 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

続きまして、富士高等学校附属中学校でございます。

第 148 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出でございます。

続きまして、大泉高等学校附属中学校でございます。

第 164 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出。

第 175 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

次に、南多摩中等教育学校（前期課程）でございます。

第 180 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出でございます。

続きまして、三鷹中等教育学校（前期課程）でございます。

第 196 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、教出。

第 207 号議案、道徳、多数決により、廣あかつきでございます。

続きまして、第 208 号議案から第 255 号議案の、都立特別支援学校（中学部）用教科書についてでございます。

「令和 3 年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてございますが、肢体不自由・病弱特別支援学校でございます。

第 244 号議案、社会（公民的分野）、多数決により、日文。

第 251 号議案、保健体育、多数決により、学研。

第 252 号議案、技術・家庭（技術分野）、多数決により、開隆堂。

第 255 号議案、道徳、多数決により、光村でございます。

以上、再投票となりました 21 議案につきましては、投票の結果、このように決定したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— ありがとうございます。

以上で、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（中学部）で使用する教科書の投票結果について確認が終わりました。

それでは、全体を通して、何か御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

**【北村委員】** どうもありがとうございました。

今回の教科書の採択を終えての感想を少し述べさせていただきたいと思います。

まず、採択に当たりまして、請願書も細かく読ませていただきまして、いろいろな御意見を賜った上で、採択に臨みました。

個人的な考えになりますが、いろいろな教育委員会が様々な方法で採択をしております。中には、合議をして、意見を述べ合って決めるところもありますが、今回の採択に当たっては、たくさんの教科書を読んで、しかも、各校の特色というものを踏まえて、学校によっては、国際化に非常に力を入れていたり、あるいは、理数教育に力を入れていたり、また、伝統文化を重んじたりするなど、学校ごとに非常にユニークな方針を打ち出していますので、そういった学校ごとの状況を踏まえて、たくさんの教科書を丁寧に見て、それを自分の中できちんと判断してということをやると、かなりの時間が掛かりました。

当たり前のことですが、自分の中で、「この学校だったら、これだな」ということを判断して、自分の中で順位を付けて、こちらに参りました。もちろん、ここで、他の委員の方々の御意見を伺って、それを参考にするというのも一つかもしれませんが、普段から東京の教育の在り方について意見を勘案させていただいておりますので、そういうことを踏まえて、ここで合議をするというよりは、自分できちんと決めてきたことを、責任を持って投票するという今回のやり方が、自分にとっては非常に納得の行くやり方であったと感じております。

以上のこと、教科書の採択の方法についてですが、もう1点は教科書を拝見して、多くの教科書が、内容面でもビジュアル面でも、様々な工夫をしているなということを、強く感じました。

東京の子供たちが、グローバル化する社会の中で、これから十分に能力を発揮できるようになるためのサポートをするという観点と同時に、この東京でも、確実に格差が広がっているという中で、公正で公平な社会を作り上げていくような心を持った子供たちを育ててほしいという観点を踏まえて、自分の中でそういったことを育む上で、それぞれの教科書から子供が何を学べるかということを考えながら、読み込ませていただきました。

採択に当たっては、個人的にいくつか視点を決めて、教科書を評価させていただいたのですが、一つは、やはり、新しい学習指導要領で、主体的、対話的で深い学びを更に推進しようとしているので、生徒たちへの問いを様々な形で実施している工夫の見られる教科書を、より高く評価しようというのが、まず思ったことです。

また、今回の教科書の非常に大きな特徴だと思うのですが、いわゆる、SDGsのような国際目標について言及しているものが、非常に多かったわけですが、これからの国際社会を生きていく上で、子供たちに対してどういう資質、能力を育んでほしいか、それが教科書からどういうふうに取り出れるかということも、重視いたしました。

また、本文のテキストについては、かなり読み込んだのですが、全て検定済教科書ということもありますので、そこにももちろん、それぞれ特色はあるんですが、同時に、特に、巻末仕様であるとか、コラムであるとか、それぞれの教科書で工夫して載せているものにも、様々なメッセージがそれぞれあると思いますので、そういったところにも注意を払いました。

先日の教育委員会でも、電子教材等への広がりについて話題に上がりました。教科書会社によっては、非常に優れた電子教材への広がりを持っているものもあれば、まだそこが不十分なところもありました。今回は、評価の観点にはしませんでした。今後、各教科書会社が更なる工夫をされていくと思いますし、今後の教科書採択の際には、そういったところも踏まえて、採択の評価をしていくことが大事ではないかと思った次第です。

最後のコメントになりますが、今年は新型コロナウイルスの影響で、先ほどの話にもありましたように、学習の困難さ、難しさを抱えています。それから、これからの時代は、一つの正解が必ずしもあるわけではなくて、自分なりに問いを立てて、様々な答えを探していく必要がありますから、一つの正解がそこにあり、それを覚えれば世の中に出ても大丈夫、という時代ではありません。

そういう時代を東京の子供たちがこれから生きていくということを考えると、今回採択された教科書を、単に丸暗記すればいいという時代では全くありませんので、是非学校でも、教科書について学ぶのではなくて、教科書を使って更なる学びを広げてほしいなというのを願いながら、今回、採択に臨ませていただきました。

**【山口委員】** 北村委員が今おっしゃったように、この採択に当たっては、各委員が責任を持って判断したということになります。今回に関しては、このやり方がよかったと思いますし、異存のないところではあります。

ただ、今後、教科書採択の在り方も含めて、採択するとなったときから議論をするのではなくて、現場が、私たちが選んだ教科書をどういうふうに使っているのかという、現場サイドの使い勝手と、例えば、私個人が「こういうのがいいのではないか」と考えていることとは微妙に違いがあるかもしれませんので、少し時間がたって、この教科書を使っていたときに、御意見などを頂戴しながら、次回以降、未来に向かって、デジタル教科書の話もありますので、少し議論を深める機会を持っていただければなと思いました。

**【秋山委員】** 今回の教科書採択では、この採択資料を大変活用させていただきました。この資料を作っていただいた方々に本当に感謝いたします。

今回の教科書を見ていまして、社会的背景、防災のこと、感染症、安全対策、衛生、環境、エネルギー、コンピュータ、ネットワークなど、今必要なことをきちんと教科書で学んでいるのだなということが、よく分かりました。教科書というものは、子供たちにとってとても大事な、導きをしてくれるものだということを思いました。

【遠藤委員】 教科書採択を何回もやっていますが、最初に、採択に当たって、該当部分を全部見て、正直驚きました。多少古い人間なものですから、「こんなものでいいのだろうか」と。というのは、「どうしてこんなにお金がかかる作り方をしているのだろうか。」と、最初に体裁を見たときに思いました。

それから、おもむろに中身を見ると、中身は非常によくできているのです。もう少し言えば、“よくでき過ぎている”と。「おんぶにだっこ」の乳母車みたいなところがあるのではないかということなのです。「これで本当に勉強になるのだろうか。」と。

また、「こういう教科書を使っているのに、なぜ学習塾や進学塾があんなにはやるのだろうか。」ということ、一方で思いました。

「この教科書でしっかり勉強していったら、学習塾なんか要らないんじゃないか。」という感じがしました。

私は、学生時代に、駒込で勉強を教えておりました、周辺の数校の中学校の教科書を集めて、「自分で教えるのであれば、どういうふうにするか。」ということで、自分で教科書を作りました。

そのときは、昭和40年前後ですから、本当に粗末な教科書でしたが、逆に言えば、粗末であればあるほど、自分で作り直してみても、「こういう教え方をしたらいいのではないか」ということが考えられたのです。

でも、今の教科書を見て、ずっと読んでいくと、非常によくできているので、「作り直す必要ないな。」という思いがしましたが、逆に言うと、「これは相当お金がかかっているな。なぜこんなにお金がかけるのだろうか。」と思ったら、無償化ということで、親が負担していないということなので、それはそれで非常に結構なことだと思うのです。

教育の格差是正という観点からは、非常に大切なことですが、もう一方で、これだけお金をかけて教科書を作るのであれば、どういう形でもって子供たちに接していくか、あるいは、コスト低減のために、同じような紙でもってできることはないのだろうかということも、教科書を見ながら考えました。

中身の結果については、こういうことだと思いますが、私なりの感想ということでお話しさせていただきました。

【宮崎委員】 委員の先生方からいろいろお話が出尽くっていて、そのとおりだと思います。私も、「各学校で目標が違ったり、個性が違ったり、授業を担当する先生によって

も授業に対する目標の設定の仕方が違ったりする場合、教えるときにどれを使ったら教えやすいのか、使い勝手がいいのか。」とか、「もし私がこれをここで教えるとしたら、どの教科書がいいか。」というような観点を、一生懸命考えながら、各教科書を比較したりしていました。

教え方というのが、今非常に大きく移り変わろうとしていて、正に、直前の報告にもあったように、オンライン授業が主流になっている場合、集まって実験はできないけれども、それを体験したかのごとく、実験結果を身に付けるにはどうしたらいいとか、そういう要請があるときには、どの教科書を使えばいいかというような観点で、これは、教える側の様々な取組が要請されるどころかなと思ひながら、教科書を選んでおりました

最近の学習指導要領の変更などに伴いまして、自ら考え発表するとか、グループワークであるとか、調べるとか、いろいろアクティブラーニングの要素が増えているというのが、最近の特徴の一つかと思うのですが、そのときに、ディスカッションをファシリテートするのは誰なのだろうとか、調べるといふときに、その調べ方についてどのようなガイドラインがあるかと。

今は、ネット検索で言葉をパッと入れると何でも出てくるという時代に、果たしてリテラシーをどう考えていくのかとかということが、実は、教科書の外側で先生方に要求されているのかなと思います。

ですから、そこも併せて、教科書というものをいかに使いこなしていくかという観点が、これからますます必要になってくるという感想を抱きましたので、そういう観点から一生懸命選ばせていただいたつもりではあります。

もう一つは、デジタル情報というのでしょうか、ネットとのリンクで、先ほどからお話が出ていますが、その先のネット情報に行ったときに、どこまでどう責任をもつべきとか、ネット情報が日々更新されているわけですが、いろいろな意味でチェックが通っていないものもあふれているわけです。

そういうときに、どこまでを守備範囲に含めることができるのか、というような困難さを非常に伴っているわけですから、そういう枠組みのところまで、教科書の中でいかにマネージできるか、「管理」と言い過ぎかもしれませんが、導いていくことができるのかということも、大切なポイントかなと思っています。



いずれにしても、山口委員がおっしゃったように、私たちは、選ぶときに、「こうだろう。」と想像しますが、実際の現場でどういう声が上がっているのかとか、「やってみたらどうか。」などという実感を持っていた方がいいと思います。

今までもそういうふうにはしておりますが、激しく移り変わっておりますので、特に、オンライン授業で大分変わっておりますので、平時にそういう勉強なり情報収集なりをさせていただくというのは、これから大事ではないかと思いました。

【教育長】 それでは、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

それでは、ただいまの御意見も今後の研究に使ってまいりたいと思いますので、ありがとうございます。

それでは、令和3年度使用都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書の採択につきましては、以上のとおり決定をさせていただきます。

なお、採択の理由につきましては、事務局にて整理をいたしまして、各委員に御確認をいただきました上で取りまとめをし、速やかに公表するというところでよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— ありがとうございます。

それでは、第48号議案から第258号議案までの教科書採択につきましては、以上でございます。

## 参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 8月27日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策部長】 次回の定例会でございますが、8月の第2木曜日に当たります8月13日につきましては、現時点で案件がございません。つきましては8月の第4木曜日となります8月27日、午前10時より、教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 では、ただいま御説明のとおり8月13日は案件がございませんということで、この場で8月13日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは8月13日の教育委員会は開催しないことといたします。

今回は8月第4木曜日の8月27日となりますので、お間違えのないようお願いを申し上げます。

## 日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

【指導部長】 先ほどの都立学校の学校再開後の、宮崎委員からの実験の御質問を受けました調理実習の件ですが、調理実習については、分散登校期間中は避けるということで、現段階では、換気、3密の状態、試食時に対面にならない等の工夫をすることで、「可」とはしております。

ただし、学校では、教育課程の工夫をして、そういうことをできるだけ先延ばしにして、現段階では、それを避けるような形でやっているというのが正確なところですので、訂正をさせていただきたいと思います。

【宮崎委員】 ありがとうございます。理科の実験も、それに準じた形ですね。

【指導部長】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【北村委員】 2月末のようなことは、多分もうないのかなとは思いますが、今、第2波のような形で感染者が増えてきたりしている中で、学校ではクラスターが起こったりしていない面があって、大人の方が問題ですが、この次の教育委員会まで1か月ほど間が空いてしまいますので、状況が変化して、学校等に関わるようなことがあれば、是非臨時の教育委員会を開いていただけたらと思いますので、お願いいたします。

【教育長】 ほかによろしいでしょうか。 それでは、これから非公開の審議に入ります。  
(午後0時11分)